

定期巡回・随時対応型訪問介護看護の一部業務委託について

今般、定期巡回・随時対応型訪問介護看護の業務の一部を他の訪問介護事業所、訪問看護事業所等が委託契約に基づき行うことができる「定期巡回・随時対応型訪問介護看護の一部業務委託」について、その業務の範囲と取扱いを整理することとしました。

1. 根拠規定

茅ヶ崎市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例
第32条

2 ～（略）～指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の処遇に支障がないときは、市長が地域の実情を勘案し適切と認める範囲内において、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業の一部を、当該他の指定訪問介護事業所等との契約に基づき、当該指定訪問介護事業所等の従業者に行わせることができる。

定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスは、高齢者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護の両方を提供し、定期巡回と随時の対応（訪問を含む。）を行うサービスです。今後、重度の要介護者、単身や夫婦のみの高齢者世帯、認知症の高齢者が増加していくことを踏まえると、地域包括ケアシステムの中核的な役割を担うサービスとして位置づけられるものです。24時間全ての業務を提供できる体制を整えるためには、継続して人材確保・定着に努めなければならず、体制の維持に労力がかかる事業であることから、市町村長が適切と認める範囲内でサービス提供の業務委託が認められています。

2. 一部委託の効果

利用者側は、今まで利用していた訪問介護サービスのヘルパーをそのまま利用しながら定期巡回・随時対応型訪問介護看護のその他サービスを柔軟に利用することができ、サービス変更に伴うヘルパーの交代を理由としたサービスへの利用の支障がなくなります。また、事業者側にとっても既存の地域資源や人材を活用することで、より効率的なサービス提供が可能となります。

3. 委託の範囲と取扱いについて

他の訪問介護事業所等への随時訪問を除く業務の一部委託（全部委託不可）を認めます。市は、委託を検討する定期巡回・随時対応訪問介護看護事業者より、運営規程並びに重要事項説明書、委託契約書の提出を求め、適正な運用を図ってまいります。

4. 適用 令和6年10月1日